

開催年月日 平成30年7月4日（水）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 知事 高橋 はるみ

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>二 生活保護と貧困の連鎖について</p> <p>（一）生活困窮世帯の大学等高等教育進学について 各部審査で、生活保護世帯の子どもの大学等高等教育への進学の問題をとりあげました。知事は、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもが大学等に進学することについて、貧困の連鎖を断ち切るうえで有効だとお考えですか、うかがいます。</p> <p>（二）生活保護世帯の大学等進学について 2017年度の厚生労働省の調査で、全ての世帯における大学・短大の進学率は、52%で、生活保護世帯では19%。高等教育全体では、73%と35%という大きな格差があります。憲法第23条学問の自由に照らしても、保護受給者の大学進学が阻まれている実態は問題だと考えますが、いかがか、知事の見解をうかがいます。</p> <p>（三）世帯分離について 生活保護世帯で大学等への進学率が低いのは「世帯分離」により、生活扶助が打ち切られるためです。生活保護法ができた1950年、その当時の大学進学率は10%未満と想定されます。ほんの一握りの若者だけが進学する状況で、保護受給者の進学は想定しにくかったと思われます。現在は、過半数は大学に行きます。大学等への進学に伴い保護世帯から分離し、生活扶助を打ち切るのは時代錯誤とはお考えになりませんか、知事の見解をうかがいます。</p> <p>【再質問】 バランスの考慮とのことですが、半数以上は大学進学する中、学問の自由を守る立場に立つべきであります。今、知事が、生活保護世帯の大学進学を認め、世帯分離すべきでない」と明らかにすることは、生存権と学問の自由を守るうえで、先駆的役割を果たすことになり有意義であると思いますが、いかがですか</p>	<p>【知 事】 生活困窮世帯の大学等への進学についてですが、道といたしましては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指しているところであります。生活保護世帯の子どもが大学等へ進学することは、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するために有効であると考え、進学を希望する子どもに対しては、担当ケースワーカーが生活相談や各種奨学金、生活福祉貸付金などの活用についてアドバイスするなどの支援を行っております。</p> <p>【知 事】 生活保護世帯の子どもの進学についてですが、本年の生活保護法改正により、生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、進学準備給付金制度が創設されたほか、自宅から大学等に通学する場合の住宅扶助費を減額しない取扱いに変更されたところであります。道といたしましては、生活保護世帯の子どもの大学進学率は、一般世帯の子どものと比較して低い状況であり、貧困が世代を超えて連鎖しないようにする観点から、生活保護世帯への子どもの大学等への進学を支援していく必要があると認識をいたします。</p> <p>【知 事】 生活保護世帯から分離する取扱いについてですが、国では、生活保護世帯出身の学生の生活状況の実態などを踏まえ、こうした子どもの大学等への進学を含めた自立支援について、社会保障審議会でも引き続き検討していくこととしているところであります。生活保護制度は、国の定める基準によって全国一律に実施されるものであり、生活保護を受給しながら大学等に就学することについては、その時々々の経済情勢や社会通念などの変化を踏まえ、高校卒業後就職する方や働きながら夜間大学等で学ぶ方、生活保護を受給されていない方とのバランスなどを考慮して、検討されるべき課題であると認識をいたします。</p> <p>【知 事】 生活保護世帯の子どもの大学進学等についてですが、私といたしましては、生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして、適切に機能を維持することが必要であると認識をいたします。生活保護世帯の子どもが大学等に就学することについては、その時々々の経済情勢や社会通念などの変化を踏まえ、高校卒業後就職する方や働きながら夜間大学等で学ぶ方、生活保護を受給されていない方とのバランスを考慮して、検討されるべき課題であるものと考えます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>【指 摘】 生存権と学問の自由という観点を持つべきことを指摘します。</p> <p>三 旧優生保護法について (一) 人権問題としての認識について 強制不妊手術について、3月の少子高齢化社会対策特別委員会での道の見解「現在の基本理念とは相入れない」から、今回の各部審査での答弁「人権上の観点においても、現在の時点から見ると、問題があったのではないかと考えるところ」と変わりましたが、北海道としての問題の受け止め方と認識が深まったということですか、伺います。</p> <p>(二) ハンセン病の教訓について 各部審査で「優生思想が差別につながった」ことを認めつつ、全国で最も多くの強制手術を行った道の責任については認めていません。2011年の「北海道ハンセン病問題検証報告書」で、「強制隔離」について「人権侵害以外の何物でもない」としたうえで、「人間の自由、夢や希望が奪われてしまう悲劇」の最たる例が「断種」や「中絶」としています。この報告書で、知事は、「国の方針に沿ったものとはいえ、北海道が積極的に隔離収容に関与した例も多く、決してその責任を免れ得るものではない」、「ここから反省とお詫びを申し上げる」、「北海道としてハンセン病の歴史にしっかりと目を向け、そこから得た教訓を、次代への警鐘として余すことなく語り伝えることが大切であり、また使命である」と述べています。知事が「ハンセン病の歴史から得た教訓」とはなんだったのですか、改めて伺います。</p> <p>(三) 道の責任の検証について また、「国の方針に沿ったものとはいえ、北海道が積極的に関与した責任を免れえない」ということは、今回の優生保護法の問題でも同様と考えますが、道の責任を検証する必要性について、いかがお考えですか。</p> <p>(四) 謝罪と人権を守る決意の表明について 「ハンセン病の歴史…から得た教訓を、時代への警鐘として余すことなく語り伝えることが大切であり、また使命である」という知事の言葉に照らしても、北海道で不妊手術をされた方々に対する謝罪の言葉と、障がい者や弱い立場の方々の人権を守り抜く決意を表すことが必要だと思いますが、いかがですか。</p>	<p>【知 事】 道の認識についてであります。昭和23年に施行された旧優生保護法のもと、本人の同意のない中で行われてきた優生手術は、障がいのある方々に対する差別につながり、今日の価値観とは相入れないものと認識をいたします。平成8年に、優生思想に基づく規定が削除され、母体保護法へ改正されたことを踏まえ、人権上の観点においても、現在の時点から見ると、問題があったものと考えます。</p> <p>【知 事】 ハンセン病問題についてであります。隔離政策等により、元患者の方々には、苦難と苦痛を強いてきたものと認識しており、つらい思いをされた方々の名誉回復に対処するとともに、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、ハンセン病の歴史にしっかりと目を向け、差別のない人権が尊重される社会の実現のために、次の世代に伝えていくことが重要と考えるものであります。</p> <p>【知 事】 旧優生保護法についてであります。この法律は、当時の社会情勢を背景に制定されたものであり、国が優生保護政策を推進する中で、道においても関係機関の協力を得ながら、優生手術が行われてきたものであります。道といたしましては、道内で2千人を超える方々に優生手術が行われてきた中、手術を受けられたご本人やご家族のお気持ちに寄り添った対応が必要との認識のもと、公文書の保存調査をはじめ、相談対応などに積極的に取り組んできたところであり、実態把握や検証は、全国一律に行われる必要があると考えるものであり、これまで国に強く働きかけを行ってきたところであります。</p> <p>【知 事】 今後の対応についてであります。国会において議決された法律の下、道内でも本人の同意によらない優生手術が行われ、ご本人やご家族が辛い思いをされてきたことを大変重く受け止めております。こうしたことも踏まえ、私といたしましては、早期に法整備などによる救済措置が講じられるよう、引き続き、必要な対応を国に求めてまいるほか、障がいのある方々の権利を尊重した社会づくりに向けて、障がい者条例に基づく虐待や差別の解消をはじめ、権利擁護などの取組を促進するとともに、高齢</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>結局、国に対応を求めるとして、ハンセン病の検証で表明した、道が関わった責任に触れることはありませんでした。今後改めてハンセン病の反省と教訓を生かして、優生保護法の問題に対応されることを申し上げて、質問を終わります。</p>	<p>者や子どもたちなど全ての方々が支え合う地域づくりなど、共生社会の実現に努めてまいる考えであります。</p>